

令和7年度 地域密着型通所介護 指摘事項一覧

9事業所中

番号	分類	指導内容	根拠法令	指摘 事業所数
1	従業員の員数	サービス提供日ごとに、生活相談員が必要な時間数配置されていない日がありました。サービス提供日ごとにサービス提供している時間帯に、生活相談員が勤務している時間数の合計数をサービス提供している時間数を除して得た数が1以上、確保されるために必要な時間数を配置してください。	区条例第9号第59条の3第1項第1号 基準省令解釈通知第3の二の二の1の(1)④	1
2	従業員の員数	機能訓練指導員の配置が確認できませんでした。事業所ごとに機能訓練指導員を1以上配置してください。	区条例第9号第59条の3第1項第4号 基準省令解釈通知第3の二の二の1の(3)	1
3	計画の作成	地域密着型通所介護計画の作成に関する業務のうち、以下について適切に行われていない事例がありました。管理者は地域密着型通所介護計画の作成に係る一連の業務を適切に行ってください。 ●利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成すること。 ●居宅サービス計画に沿った地域密着型通所介護計画を作成すること。なお、地域密着型通所介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該地域密着型通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更すること。 ●地域密着型通所介護計画の内容等を説明した上で利用者の同意を得て、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付すること。 ●地域密着型通所介護計画に沿ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うこと。 ●地域密着型通所介護計画の目標及び内容等について、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うこと。	区条例第9号第59条の10 基準省令解釈通知第3の二の二の3の(3)	6
4	運営規程	事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)に虐待の防止のための措置に関する事項が定められていませんでした。必要な項目を適切に定めてください。	区条例第9号第59条の12 基準省令解釈通知第3の二の二の3の(5)	3
5	勤務体制の確保	従業者に認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるための必要な措置が講じられていませんでした。全ての従業者(看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第八条第二項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じてください。	区条例第9号第59条の13第3項 基準省令解釈通知第3の二の二の3の(6)③	2
6	非常災害対策	非常災害対策に係る訓練が一度も実施されていませんでした。定期的に避難、救出その他必要な訓練を行ってください。	区条例第9号第59条の15第1項 基準省令解釈通知第3の二の二の3の(8)①	1
7	感染症及びまん延防止	感染症の予防及びまん延防止のための次の措置が適切に講じられていませんでした。これらの措置を適切に講じてください。 ●委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ●指針を整備すること。 ●研修及び訓練をそれぞれ年1回以上実施すること。	区条例第9号第59条の16第2項 基準省令解釈通知第3の二の二の3の(9)②	3

令和7年度 地域密着型通所介護 指摘事項一覧

9事業所中

番号	分類	指導内容	根拠法令	指摘 事業所数
8	地域との連携	運営推進会議がおおむね6月に1回以上、開催されていませんでした。活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会として、運営推進会議をおおむね6月に1回以上開催してください。また、その記録を作成するとともに、当該記録を公表してください。	区条例第9号第59条の17第1項第2項 基準省令解釈通知第3の二の二の3の(10)①②	5
9	事故発生時の対応	区への報告が必要な事故について報告されていませんでした。区における事故報告の取扱要領を確認し、区への報告が必要な事故については、速やかに漏れのないよう報告してください。	区条例第9号第59条の18第1項 基準省令解釈通知第3の二の二の3の(11)	2
10	業務継続計画の策定等	業務継続計画に係る研修及び訓練がそれぞれ年1回以上行われていませんでした。業務継続計画に係る研修及び訓練をそれぞれ年1回以上実施してください。	区条例第9号第59条の20で準用する第32条の2第2項 基準省令解釈通知第3の二の二の3の(7)③④	3
11	掲示	運営規程の概要や利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項に関する書類が事業所の見やすい場所に掲示又は閲覧可能な形で備え付けられていない事例がありました。当該資料を掲示もしくはファイル等を用いて事業所の見やすい場所に備え付けてください。	区条例第9号第59条の20で準用する第34条第1項及び第2項 基準省令解釈通知第3の二の二の3の(14)で準用する第3の一の4の(25)①②	3
12	掲示	重要事項等の情報をウェブサイトに掲載していない事例がありました。法人のホームページ等又は情報公表システム上に掲載してください。	区条例第9号第59条の20で準用する第34条第3項 基準省令解釈通知第3の二の二の3の(14)で準用する第3の一の4の(25)①	1
13	秘密保持等	従業者について、秘密保持に係る必要な措置が講じられていませんでした。従業者や従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、秘密保持に係る誓約書を作成する等の措置を講じてください。	区条例第9号第59条の20で準用する第35条第1項及び第2項 基準省令解釈通知第3の二の二の3の(14)で準用する第3の一の4の(26)①②	2
14	秘密保持等	利用者の家族の個人情報を用いる場合の同意をあらかじめ得ていない事例がありました。サービス担当者会議等において利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得てください。	区条例第9号第59条の20で準用する第35条第3項 基準省令解釈通知第3の二の二の3の(14)で準用する第3の一の4(26)③	3
15	虐待の防止	高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を開催していませんでした。定期的に行い、その結果について従業者に周知徹底を図ってください。	区条例第9号第59条の20で準用する第40条の2第1項 基準省令解釈通知第3の二の二の3の(12)①	1

令和7年度 地域密着型通所介護 指摘事項一覧

9事業所中

番号	分類	指導内容	根拠法令	指摘 事業所数
16	業務管理体制の届出	業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていませんでした。業務管理体制の整備に関する事項を届け出てください。	介護保険法第115条の32第1項第2項	4
17	給付費の算定 (高齢者虐待防止措置 未実施減算)	規定されている高齢者虐待防止措置が講じられていない場合に、当該措置が講じられていない事実が生じた月の翌月から、3月以降の改善が認められた月までの間、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算しなければなりません。ついては、介護給付費の減算を行ってください。	厚告第126号別表2の2注4 留意事項通知第2の3の2(2)	1
18	給付費の算定 (入浴介助加算)	入浴介助加算の算定要件のうち、入浴介助に関わる職員に対する入浴介助に関する研修等を行っていることが明確に確認できない事例がありました。入浴介助に関わる全ての職員へ入浴介助に関する研修等を行い、記録に残してください。	厚告第126号別表2の2注13 留意事項通知第2の3の2(10)	2
19	給付費の算定 (個別機能訓練加算)	個別機能訓練加算の算定に当たり、以下の要件について、不足がある事例がありました。適切に実施し、記録に残してください。 ●計画作成後、3月ごとに1回以上利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況の確認を行い、利用者又はその家族に対して個別機能訓練の実施状況や効果等について説明し、記録すること。	厚告第126号別表2の2注16 留意事項通知第2の3の2(13)①ホ	3
20	給付費の算定 (口腔機能向上加算)	口腔機能向上加算の算定に当たり、利用開始時に利用者の口腔の健康状態を把握していることが明確ではありませんでした。利用開始時に利用者ごとの口腔の健康状態を把握し、その記録を残してください。	厚告第126号別表2の2注23 留意事項通知第2の3の2(20)⑤イ	1